

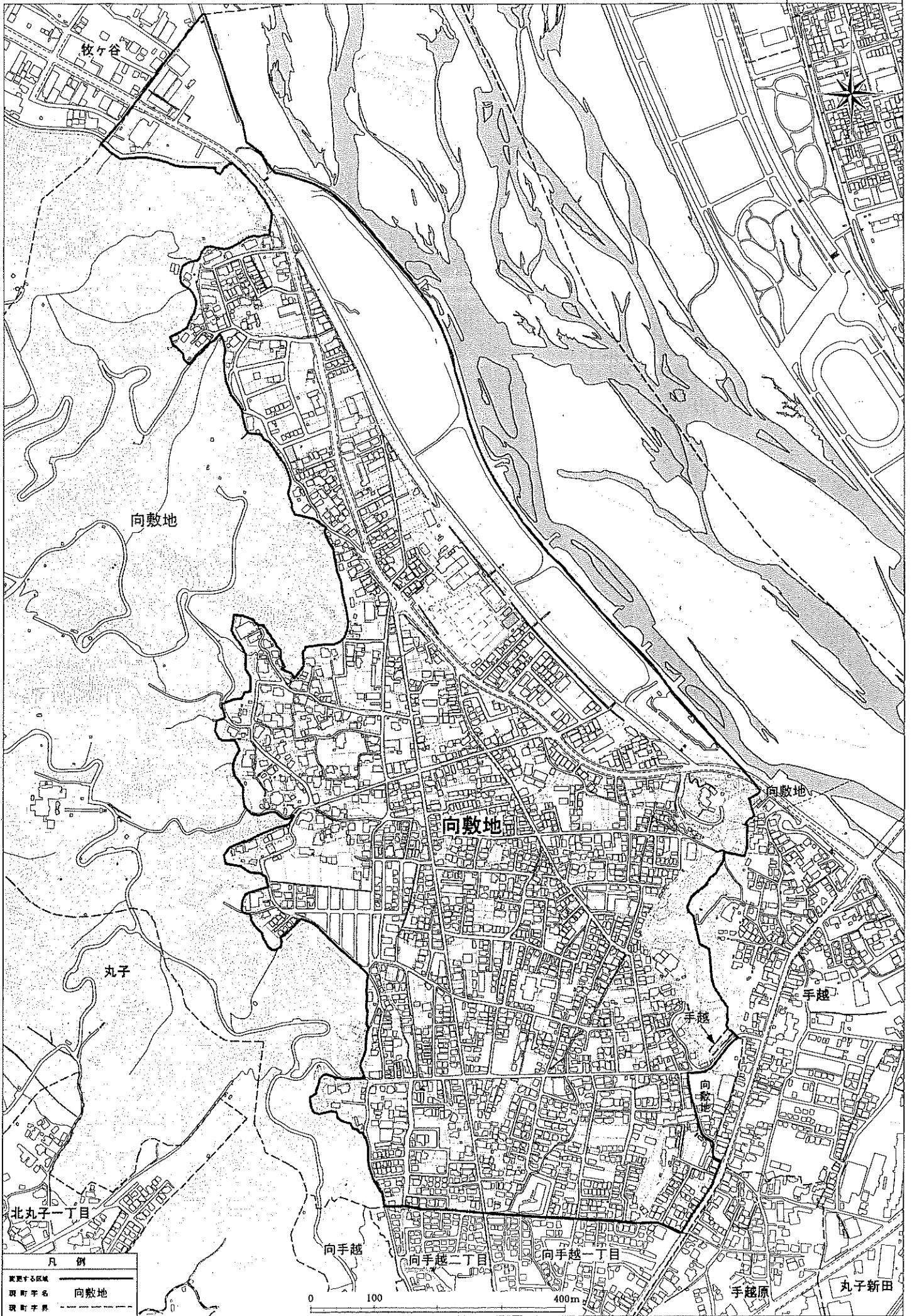
静岡市告示第 147 号

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条の規定による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、令和 5 年 2 月 11 日から本市内の別図 1 に示す区域をもって別図 2 に示すとおり町を新設するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 24 日

静岡市長 田 辺 信 宏

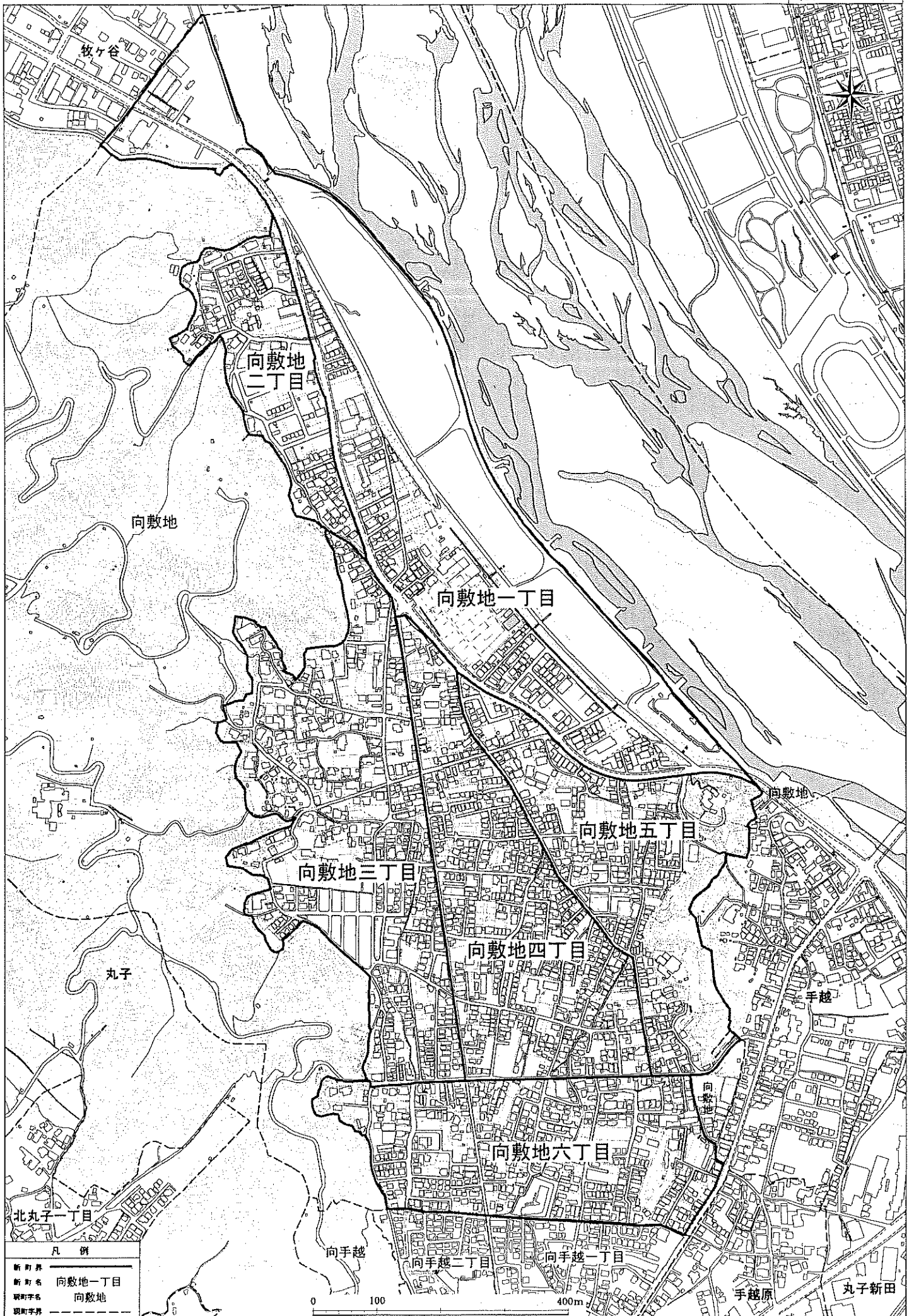




凡例

画面上の区域	向敷地
町字名	向敷地
町字界	---

0 100 400m



凡 例

新町界	——
新町名	向敷地一丁目
旧町字名	向敷地
旧町字界	- - - -

0 100 400m

新町界のうち道路、水路以外の部分については次の地番による。

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向敷地 二丁目	向敷地	吉網	1141番1、1159番、1162番、1163番、 1164番1、1165番、1166番1	向敷地
		猿郷前	1309番2、1309番4、1310番1、1312番1、 1313番1、1314番1、1314番2、1315番1、 1317番1、1317番2、1318番2、1318番3、 1324番5、1324番6、1325番1、1325番2、 1335番、1336番1	
		家見	1348番4、1348番5、1348番7、1348番8	
		境ノ沢	1515番3、1515番4、1516番3、1530番2、 1531番	
		向ヶ谷久保	1610番2、1611番2、1611番4、1611番8、 1611番9、1611番10、1613番4、1613番7、 1613番8、1640番4、1640番5、1640番6、 1640番7	

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向敷地 三丁目	向敷地	西山	612番4、612番6、612番9、612番12、 612番14	向敷地
		松雲寺前	653番10-2、653番25、653番28、653番30、 654番1・659番2合併1、 655番2、655番3、656番、657番3、 677番8-2・677番9-2・677番10-2・ 682番4-2合併、 677番51、678番1、679番1	
		坂下通り	707番2、707番3	
		堀ノ内	939番1、940番2、941番1、941番2、 942番1、943番1、943番2	
		楠ヶ沢	962番1、966番1、980番8、980番9、 981番3	
		細谷	1079番、1080番、1082番1、1083番1、 1083番2、1086番1、1089番2、1090番3、 1090番4、1092番3、1092番5、1092番8、 1093番4、1095番3、1117番6、1118番7、 1118番9、1118番14、1119番1	
		井ノ上	1137番1、1137番2	
		向ヶ谷久保	1641番2、1642番5、1642番7、1642番9	

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向敷地 五丁目	向敷地	国松	20番1	手越
		東林寺前	148番2、148番9、148番10、150番1、 152番1、153番1、153番6、153番7、 153番9	
		金山東	155番1-1	
			155番6、155番7、163番、 165番1-1、166番10、166番11、166番15	
			155番3、156番	向敷地 手越
		向敷地 六丁目	向敷地	西山

上記地番は、令和3年7月27日現在の登記簿による。